

第 3 章 旅 費

○福島地方水道用水供給企業団職員等旅費規程

〔 昭和 60 年 11 月 1 日
管 理 規 程 第 1 1 号 〕

改正 平成 18 年 3 月 30 日管理規程第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公務のため旅行する福島地方水道用水供給企業団職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅費）

第 2 条 前条の職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、福島市水道局の旅費支給の例による。ただし、福島地方水道用水供給企業団規約第 2 条に規定する構成団体の区域内を旅行する場合には、日当は、支給しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日管理規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。